

**民事調停**とは、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによってお互いが合意することで紛争の解決を図る手段である。

調停委員会は、裁判官と一般市民から選ばれた社会生活上の豊富な知識や経験を持つ調停委員2名以上で構成され、当事者双方の意見を聞き、公平な立場から解決を図る。

この双方の意見というのは、原則として両者が向かい合って話をするのではなく、調停委員会がそれぞれ交互に別々に意見を聞いて、解決を模索する。合意に至ればこの調書は確定判決と同じ効力を持ち、記載された内容は法的に拘束力を持つ。また、当事者は、少なくともお互いに開示しない前提でやり取りをした内容について、外部に漏らしてはならないとされている。